平成２６年（フ）第６号
三重県名張市桔梗が丘２番町５街区19番地、前住所大阪府八尾市志紀町２丁目40番地　平川マンション
債務者　廣瀬　　潔
1　決定年月日時　平成26年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第１０号
三重県名張市桔梗が丘２番町５街区19番地、前住所大阪府八尾市志紀町２丁目40番地　平川マンション
債務者　廣瀬　寛枝（旧姓樽岡）
1　決定年月日時　平成26年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第１１号
大阪府堺市中区新家町765―１　プレジオカーサ505東前康成方、住民票上の住所名張市富貴ケ丘５番町56番地
債務者　五十子三郎
1　決定年月日時　平成26年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第１２号
三重県名張市富貴ケ丘５番町56番地
債務者　五十子益美
1　決定年月日時　平成26年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第３２号
三重県伊賀市老川1538番地
債務者　辻本　俊一
1　決定年月日時　平成26年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第３３号
三重県伊賀市老川1538番地
債務者　辻本さおり
1　決定年月日時　平成26年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第１６６号
滋賀県甲賀市水口町神明２番地31号　103号室、前住所滋賀県近江八幡市鷹飼町北四丁目17番地３　102号
債務者　黒木　俊一
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第２２号
滋賀県彦根市栄町２丁目４番35号
債務者　戸保家　實
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第２３号
滋賀県彦根市栄町２丁目４番35号
債務者　戸保家文子
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第３７号
滋賀県彦根市岡町169番地２
債務者　北谷　順造
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第３８号
滋賀県彦根市岡町169番地２
債務者　北谷　萩江
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第４８号
滋賀県犬上郡多賀町大字藤瀬606番地１
債務者　秋山　修子
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第５２号
滋賀県彦根市平田町856番地２　101号、前住所滋賀県彦根市平田町820番地８
債務者　田畑　　忍
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第１８２号
神戸市兵庫区笠松通５丁目５番10号
債務者　加藤　明美（旧姓實）
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９９号
神戸市灘区青谷町４丁目３番２―１号、従前の住所神戸市中央区二宮町４丁目23番９―305号
債務者　北門めぐみ（旧姓磯井）
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２７５号
兵庫県宝塚市旭町２丁目21番24号　ワールドプラザ壱番館301
債務者　中村　有紀
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１８号
兵庫県伊丹市荒牧６丁目15番15号　ハーモニーハウスホールドＢ―107号、前住所埼玉県越谷市七左町５丁目205番地３
債務者　松下　将仁
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第３９号
兵庫県川西市久代４丁目６番13―402号
債務者　山中亜里沙
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係